

水質汚濁事故対応ハンディマニュアル

(参考資料)

平成 31 年 3 月 (第 2 版)

富山県水質汚濁事故対策連絡会議

本書は、富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）のご協力のもと、「水質事故対策技術 [2009 年版]」（国土交通省水質連絡会）の各種データ等に基づき、富山県水質汚濁事故対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）が作成したものです。

参考資料

- 1 公共用水域への事故に係る情報連絡用紙
（協議会と共通様式） P. 2
- 2 地下浸透、地下水汚染の事故に係る情報連絡用紙 . P. 4
- 3 関係行政機関及び連絡先一覧 P. 5
- 4 水質汚濁事故に関する法令等 P. 6
- 5 油の種類、特徴一覧 P. 14
- 6 形状による油吸着材の概要と特徴 P. 15

1 公共用水域への事故に係る情報連絡用紙（協議会と共通様式）

富山県水質汚濁事故対策連絡会議
 （ ）水質事故情報連絡用紙 第 報 終了

継続
 終了

富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会連絡用紙準用

平成 年 月 日 時 分現在

発 信		送 信 先		
機関名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)
	機関名:	fax:	受信者:	(:)
氏名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)
tel:	fax:	機関名:	fax:	受信者:
1 発見河川	イ. 黒部川 □. 常願寺川 ハ. 神通川 ニ. 庄川 ホ. 小矢部川 水系 () 川 ヘ. () 水系 () 川			
2 発見状況	イ. 油流出 □. 異臭 ハ. 魚のへい死 ニ. その他()			
3 発見日時	平成 年 月 日 時 分頃			
4 発見場所 (地図を添付すること)	イ. 岐阜県 □. 富山県 () 地先で別図のとおり			
5 発見者	住所・機関名等 氏 名 TEL FAX			
6 事故発生日時	平成 年 月 日 時 分頃			不 明
7 事故発生日時	() ※地先、工場名等を記入			不 明
8 事故発生原因	(施設名等:) の イ. 施設の破損 □. 交通事故 ハ. 不注意 ニ. その他()			不 明
9 流出物	イ. 油類 [灯油・ガソリン・軽油・重油・食用油・不明・()] □. その他有害物質()			不 明
10 流出量	イ. 約() L □. 約() kg ハ. ()			不 明
11 流出状況	イ. 河川への流出は[続いている ・ 終わった] □. () 付近まで流出[している ・ していると予想される] ハ. その他()			不 明
12 被害状況	イ. 被害は[拡大している・変化なし・縮小している・なし] □. () 付近で[油膜・異臭・魚のへい死・()]が、 [多く・少く・() 匹・(その他状況)], [見られる・感じられる・死んでいる] ハ. () で取水を停止(日 時 分頃) ニ. その他()			
13 処置状況	イ. 処置場所() □. 処置者[事故発生者 ・ 行政機関、その他対応者名()] ハ. 処置方法[吸着マット・オイルフェンス・バキューム吸引・中和剤・()] ニ. [未処置(理由)]・準備中・処置中・処置完了(日 時 分頃)			
14 その他				
発 信 (転送元)		送 信 先 (転送先)		
機関名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)
	機関名:	fax:	受信者:	(:)
氏名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)
tel:	fax:	機関名:	fax:	受信者:

富山県水質汚濁事故対策連絡会議
()水質事故情報連絡用紙 第

継続
報
終了

続紙

富山一級水系水質汚濁対策連絡協議会連絡用紙準用

平成 年 月 日 時 分現在

発 信		送 信 先			
機関名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
氏名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
tel:	fax:	機関名:	fax:	受信者:	(:)
1	現在の状況 (新たな場所は地図を添付すること)	①(場所等の地先名)			
		②(油等の汚染源の状態)			
2	処置者 処置状況	イ、事故発生者 ロ、その他()			
		イ、吸着マット ロ、オイルフェンス ハ、中和剤 ニ、バキューム吸引 ホ、未処置 ヘ、その他(具体的に記載すること)			
3	被害状況	イ、拡大している ロ、変化はない ハ、縮小している ニ、不明(確認できず)			
		(イ、又はハ、について具体的に記載すること)			
4	これまでの作業状況	イ、未処置 ロ、処置中 ハ、処置完了			
発 信 (転送元)		送 信 先 (転送先)			
機関名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
氏名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
tel:	fax:	機関名:	fax:	受信者:	(:)

2 地下浸透、地下水汚染の事故に係る情報連絡用紙

富山県水質汚濁事故対策連絡会議
地下水水質事故情報連絡用紙

第 報 続
終了

平成 年 月 日 時 分現在

発 信		送 信 先			
機関名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
氏名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
tel:	fax:	機関名:	fax:	受信者:	
1	事故発生日時	平成 年 月 日 時 分頃			不 明
2	事故発生日時 (地図を添付)	() ※地先、工場名等を記入			不 明
3	事故発生原因	(施設名等:) の イ. 施設の破損 ロ. 交通事故 ハ. 不注意 ニ. その他()			不 明
4	漏洩物	イ. 油類 [灯油・ガソリン・軽油・重油・食用油・不明・()] ロ. その他有害物質()			不 明
5	漏洩量	イ. 約() L ロ. 約() kg ハ. ()			不 明
6	漏洩状況	イ. 地下への浸透等は[続いている ・ 終わった] ロ. その他()			不 明
7	被害状況	イ. 被害は [拡大している・変化なし・縮小している・なし] ロ. 事故発生現場の土壌に臭い、着色、油膜等の異常がある ハ. 事故発生現場の周辺の地下水に臭い、着色、油膜等の異常がある ニ. 周辺で地下水を利用する家庭等から臭い、着色、油膜等の苦情がある ホ. その他 []			
8	処置状況	イ. 処置場所() ロ. 処置者[事故発生日時 ・ 行政機関、その他対応者名()] ハ. 処置方法[吸着マット・バキューム吸引・土壌掘削・()] ニ. 周辺民家等での飲用指導等の実施[飲用停止 ・ 利用方法指導 ・ ()] ホ. [未処置(理由)]・準備中・処置中・処置完了(日 時 分頃)			
9	事故発生場所の 周辺の状況	イ. 周辺民家等で地下水利用が [ある ・ ない] → 飲用利用が [ある ・ ない] ロ. 周辺に水道水源となる井戸が [ある ・ ない] ハ. その他 []			
10	その他				
発 信 (転送元)		送 信 先 (転送先)			
機関名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
氏名:	機関名:	fax:	受信者:	(:)	
tel:	fax:	機関名:	fax:	受信者:	

3 関係行政機関及び連絡先一覧

機関名		所管	連絡先		
			平日・昼間	休日・夜間 (機関代表等)	
国	国土交通省 北陸地方整備局	富山河川国道事務所占用調整課	河川管理	076-443-4765	076-443-4701
		黒部河川事務所河川管理課	河川管理	0765-52-4687	0765-52-1122
	海上保安庁	伏木海上保安部警備救難課	海洋汚染防止	0766-45-0118	0766-45-0118
県	富山県	総合政策局防災・危機管理課	大規模災害・事故	076-444-4581	076-431-4111
		消防課	消防、危険物	076-441-4074	
		生活環境文化部環境保全課	水質汚濁防止	076-444-3146	
		環境科学センター	水質汚濁防止	0766-56-2879	0766-56-2835
		厚生部生活衛生課	上水道、飲料水管理	076-444-3231	076-431-4111
		農林水産部農村整備課	農業用水管理	076-444-3375	
		水産漁港課	漁業振興、漁港管理	076-444-3294	
		土木部河川課	河川管理	076-444-3323	
		港湾課	港湾管理	076-444-3335	
		都市計画課	下水道管理	076-444-3353	
企業局水道課	工業用水、上水道管理	076-444-2149	0766-36-0293 (和田川総合水道管理所)		
市町村	富山市	環境部環境保全課	水質汚濁防止	076-443-2086	076-431-6111
	高岡市	市民生活部地域安全課	公害防止	0766-20-1352	0766-20-1111
	魚津市	民生部環境安全課		0765-23-1004	0765-23-1010
	氷見市	市民部環境防犯課		0766-74-8065	0766-74-8100
	滑川市	産業民生部生活環境課		076-475-2111 (内線332)	076-475-2111
	黒部市	市民生活部市民環境課		0765-54-2111 (内219)	0765-54-2111
	砺波市	福祉市民部生活環境課		0763-33-1111 (内142)	0763-33-1111
	小矢部市	民生部生活協働課		0766-67-1760 (内線757)	0766-67-1760
	南砺市	市民協働部エコビレッジ推進課		0763-23-2035	0763-23-2003
	射水市	市民生活部環境課		0766-51-6624	0766-51-6600
	舟橋村	生活環境課		076-464-1121 (内22)	076-464-1121
	上市町	町民課		076-472-1111 (内141)	076-472-1111
	立山町	住民課		076-462-9963	076-463-1121
	入善町	住民環境課		0765-72-1824	0765-72-1100
	朝日町	住民・子ども課		0765-83-1100 (内133)	0765-83-1100
	消防署			危険物、火災予防	119

◎ 休日、夜間の場合は、それぞれの機関の代表番号に連絡し、関係の課名等を伝える。

4 水質汚濁事故に関する法令等

○ 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）

条項	名称	内容
第14条の2	事故時の措置	<p>特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
第15条	常時監視	<p>都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共水域及び地下水の水質の汚濁（放射性物質によるものを除く。第十七条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第十七条第二項において同じ。）による公共水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。</p>
第22条	報告及び検査	<p>環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であった者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定地域において事業活動に伴つて公共水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出する者（排出水を排出する者を除く。）で政令で定めるものに対し、汚水、廃液等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。</p> <p>3 前二項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、公共水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。</p> <p>4 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

○ 河川法（昭和三十九年七月十日法律第六十七号）

条項	名称	内容
第18条	工事原因者の工事の施行等	河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によって必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。
第67条	原因者負担金	河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
第89条	調査、工事等のための立入り等	国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域若しくは河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行うためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。 (以下、略)

○ 河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

条項	名称	内容
第16条の6	緊急時の措置	河川管理者は、異常な濁水等により河川の汚濁が著しく進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を関係行政機関、関係地方公共団体及び利害関係を有すると認められる関係河川使用者（法第38条に規定する関係河川使用者をいう。）に通報するものとする。 2 前項に規定する場合には、河川管理者は、当該支障を除去するために必要な限度において、河川に汚水を排出する者に対し、排出する汚水の量を減ずること、汚水の排出を一時停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

○ 港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）

条項	名称	内容
第12条	業務	<p>港務局は、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 港湾計画を作成すること。 2 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。）。 <p>（途中、略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。 <p>（以下、略）</p>
第43条の3	原因者の負担	<p>港湾管理者は、港湾管理者以外の者の行う工事又は行為により必要を生じた港湾工事の費用については、その必要を生じさせた限度において、その必要を生じさせた者に費用の全部又は一部を負担させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収の方法については、港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるもの）の条例で定める。

○ 漁港漁場整備法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）

条項	名称	内容
第39条	漁港の保全	<p>（途中、略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 何人も、漁港の区域（第二号及び第三号にあつては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。 二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。 三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。
第39条の2	監督処分	<p>漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 前条第一項又は第五項の規定に違反した者 二 前条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者 三 偽りその他不正な手段により前条第一項の規定による許可を受けた者 <ol style="list-style-type: none"> 2 漁港管理者は、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠陥、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。 3 第1項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による措置に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。 4 第1項又は第2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、漁港管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、漁港管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。 <p>（以下、略）</p>

○ 富山県漁業調整規則（昭和三十九年九月五日富山県規則第六十一号）

条項	名称	内容
第33条	有害物の遺棄漏せつの禁止	水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又はすでに設けた除害設備の変更を命ずることがある。 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

○ 富山県内水面漁業調整規則（昭和三十九年六月一日富山県規則第三十八号）

条項	名称	内容
第27条	有害物の遺棄漏せつの禁止	水産動植物に有毒な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又はすでに設けた除害設備の変更を命ずることがある。 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

○ 土地改良法（昭和二十四年六月六日法律第九十五号）

条項	名称	内容
第57条の3	予定外廃水の排除等のための措置	土地改良区は、前条第一項の規定により管理規程を定めて管理する農業用排水路に、当該管理規程で予定する廃水以外の廃水が排出されることにより、当該農業用排水路の管理に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該管理規程の定めるところにより、当該廃水を排出する者に対し、その排出する廃水の量を減ずること、その排出を停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

○ 下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号）

条項	名称	内容
第12条の9	事故時の措置	特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。 2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十六号)

条項	名称	内容
第38条	油等の排出の通報等	<p>船舶から次に掲げる油その他の物質（以下この条において「油等」という。）の排出があつた場合には、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、当該排出された油等が国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 蒸発しにくい油で国土交通省令で定めるもの（以下「特定油」という。）の排出であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの</p> <p>二 油の排出（前号に掲げる特定油の排出を除く。）であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの</p> <p>三 有害液体物質等の排出であつて、その量が有害液体物質等の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの</p> <p>四 ばら積み以外の方法で貨物として輸送される物質のうち海洋環境に特に悪影響を及ぼすものとして国土交通省令で定めるものの排出であつて、その量が当該物質の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの</p> <p>（途中、略）</p> <p>3 海洋施設等から第1項第一号若しくは第二号に掲げる油の排出又は同項第三号に掲げる有害液体物質等の排出のうち有害液体物質の排出（以下「大量の油又は有害液体物質の排出」という。）があつた場合には、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、当該排出された油又は有害液体物質が第1項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>（途中、略）</p> <p>7 油又は有害液体物質が第1項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて海面に広がっていることを発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。</p>
第39条	大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合の防除措置等	<p>大量の油又は有害液体物質の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続き油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去（以下「排出油等の防除」という。）のための応急措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該排出された油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船長又は当該排出された油若しくは有害液体物質が管理されていた施設の管理者</p> <p>二 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該大量の油又は有害液体物質の排出の原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）</p> <p>2 大量の油又は有害液体物質の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出油等の防除のため必要な措置を講じなければならない。ただし、前項に定める者が同項の規定による措置を講じた場合において、これらの者が講ずる措置のみによつて確実に排出油等の防除ができることと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 前項第一号の船舶の船舶所有者</p> <p>二 前項第一号の施設の設置者</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、その業務に関し当該大量の油又は有害液体物質の排出の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）</p> <p>3 前項の場合において、同項各号に掲げる者が同項の規定により講ずべき措置を講じていないと認められるときは、海上保安庁長官は、これらの者に対し、同項の規定により講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>（以下、略）</p>

第41条	海上保安庁長官の措置に要した費用の負担	海上保安庁長官は、第39条第1項から第3項まで及び第5項並びに第40条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認める場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、当該排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物若しくは排出のおそれがある油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者、これらの物が管理されていた海洋施設等の設置者又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に負担させることができる。ただし、異常な天災地変その他の国土交通省令で定める事由により、当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物が排出されたとき、当該油若しくは有害液体物質の排出のおそれが生じたとき又は船舶が沈没し、若しくは乗り揚げたときは、この限りでない。 (以下、略)
第45条	海洋の汚染状況の監視等	海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域における海洋の汚染状況について、必要な監視を行なわなければならない。 2 海上保安庁長官は、著しい海洋の汚染があると認めるときは、その汚染の状況について、当該汚染海域を地先水面とする地方公共団体の長に通知するものとする。

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則
(昭和四十六年六月二十三日運輸省令第三十八号)

条項	名称	内容
第28条	油等のひろがりの範囲	法第38条第1項ただし書の国土交通省令で定める範囲は、一万平方メートルとする。
第29条	特定油	法第38条第1項第一号の国土交通省令で定める油は、次に掲げる油（以下「特定油」という。）とする。 一 原油 二 日本工業規格K二二〇五（重油）に適合する重油 三 前号の重油以外の重油で日本工業規格K二二五四（石油製品—蒸留試験方法）の五により試験したときに摂氏三百四十度以下の温度で体積の五十パーセントを超える量が蒸留される重油以外の重油 四 潤滑油 五 前各号に掲げる油を含む油性混合物
第30条	通報を必要とする油の濃度及び量の基準	法第38条第1項第一号の国土交通省令で定める濃度及び量の基準は、次のとおりとする。 一 特定油分（排出される油に含まれる前条第一号から第四号までに掲げる特定油をいう。以下同じ。）の濃度が、排出される特定油一万立方センチメートル当たり十立方センチメートルであること。 二 特定油の量が、百リットルの特定油分を含む量であること。 第30条の2 法第38条第1項第二号の国土交通省令で定める濃度及び量の基準は、次のとおりとする。 一 油分の濃度が、排出される油一万立方センチメートル当たり十立方センチメートルであること。 二 油の量が、百リットルの油分を含む量であること。

○ 消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第八十六号）

条項	名称	内容
第16条の3	一	<p>製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報しなければならない。</p> <p>3 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第6項において準用する第11条の5第4項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第1項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>5 市町村長等又は市町村長は、それぞれ第3項又は前項の規定により応急の措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、当該消防事務に従事する職員又は第三者にその措置をとらせることができる。</p> <p>6 第11条の5第4項及び第五項の規定は、第3項又は第4項の規定による命令について準用する。</p>
第16条の3の2	一	<p>市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出その他の事故（火災を除く。以下この条において同じ。）であつて火災が発生するおそれのあつたものについて、当該事故の原因を調査することができる。</p> <p>2 市町村長等は、前項の調査のため必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故に関係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。</p> <p>（以下、略）</p>

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和四十五年十二月二十五日法律第三百三十七号)

条項	名称	内容
第21条の2	事故時の措置	<p>一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの（以下この項において「特定処理施設」という。）の設置者は、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>

○ 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年十二月二十八日法律第三百三号）

条項	名称	内容
第16条の2	事故の際の措置	<p>毒物劇物業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。</p>

○ 工場又は事業場の事故に関する措置要綱
(昭和四十三年十二月一日富山県告示第八百九十八号)

条項	名称	内容
第3条	事業者がなす事故時の措置	<p>事業者は、工場等において事故が発生したときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、速やかに復旧するように努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、前項の事故により、住民の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、電話連絡等により、おおむね次に掲げる事項を直ちに富山県生活環境文化部環境保全課長（以下「環境保全課長」という。）及び当該工場等の所在する市町村の公害担当課長に通報するものとする。</p> <p>(1) 工場等の名称及び所在地 (2) 事故発生日時 (3) 事故発生場所 (4) 事故の原因（不明な場合においては、解明したとき直ちに届け出る。） (5) 事故の状況（被害発生状況を含む。） (6) 事故について講じ、又は講じようとする応急措置の方法</p> <p>3 事業者は、前項の規定に該当する事故が発生したときは、法令で定めるところにより知事に届け出る場合を除き、事故発生届（別記様式）を、その事故発生日から7日以内に環境保全課長に提出するものとする。</p> <p>4 水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項までの規定による知事に対する届出は、別記様式に準じた様式によるものとする。</p>

5 油の種類、特徴一覧

「水質事故対策技術 [2009年版]」（国土交通省水質連絡会）

<p>①ガソリン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観は無色であるがオレンジ系色に着色 ・特有のガソリン臭がある ・拡散・揮発が早く、臭気との組み合わせで判定可能 	<p>②灯油</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観は無色又は淡黄色で透明 ・特有のケロシン臭がある ・拡散は早く、臭気との組み合わせで判定可能 	<p>③軽油</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観は無色ないし蛍光色を帯びた薄黄色 ・特有のケロシン臭がある ・拡散は早く、臭気は灯油より弱い 
<p>④A重油</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観は黒褐色 ・比較的強い重油臭がある ・拡散は比較的早く、薄く拡がる。虹色は比較的強く見分け易い 	<p>⑤C重油</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観は暗褐色 ・強い重油臭がある ・拡散は最も遅く、虹色は強く確認し易い 	<p>⑥潤滑油</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観は淡黄色 ・臭気は弱い ・拡散は早い、虹色は強く視認可 
<p>⑦エンジンオイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観は淡赤色等多様 ・臭気は弱い ・拡散は遅く、虹色は比較的強く視認可 	<p>⑧植物油</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観は多様であるが、黄色をベース ・臭気は弱い ・拡散は遅く、初期はパッチ状になるが、その後薄く拡がる。虹色は弱い 	<p>⑨動物性油脂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観は白濁または乳色 ・臭気は弱い ・拡散は遅く、常温では塊で存在する 

水面での油種の外観の特徴




外見による油膜の厚さ、油の量

油膜厚 (nm)	油量 (mL/m ²)	油膜の視覚上の外見
50	0.05	光線の状況が良い時に辛うじてキラキラ光る状態
100	0.1	水面が銀色にキラキラ光って見える状態
150	0.15	水面がほんの少し褐色に色づいて見える状態
300	0.3	水面に明るい褐色の帯がはっきり見える状態
1000	1	くすんだ褐色に見える状態
2000	2	色が黒ずんで見える状態

※『海上防災』1996年、No. 89、p.16(oilspill manual)より表現を変更して引用。

6 形状による油吸着材の概要と特徴

「水質事故対策技術 [2009 年版]」（国土交通省水質連絡

形状	特徴と使用用途	形状・サンプルの例
マット状 (シート状)	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの油吸着材はこの形状を示す。 形状は一边が 50cm～65cm の正方形で、厚さは、おおむね 2.5mm～5.0mm である。 <p>【使用用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に、どこでも使用できる。 橋上等からの投下では、風の影響を受けやすい。 	
チューブ状	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> チューブ状の袋に油吸着材を詰めたものである。 長さは、接続することで調整できる。 <p>【使用用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 側溝や小水路など川幅が小さい箇所に適している。 オイルフェンスを展開できない場所では、オイルフェンスの役目も兼ねる。河川横断方向に複数本を設置すると効果が高い。 	
万国旗型	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> マット状(シート状)の一边にロープがついており、連続してつなげたものである。 使用後の回収が容易である。 <p>【使用用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川横断方向に複数本を設置すると効果が高い。 	
粒状 (袋詰め)	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 油吸着材を袋詰めしたものである。 形状を変えられるので様々な場所に設置できる。 袋の形や大きさを自由に設定できる。 <p>【使用用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 狭い場所や油吸着マットなどを投入できない場所で使用できる。 	
ロール状 (布状)	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> シートを裁断せずに長尺のまま使用する。 横断方向に連続して展開できる。 回収時には重くなるためウィンチなどが必要となる場合もある。 <p>【使用用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流れが緩やかで、川幅があまり広くない場所に適する。 吹流しのようにな下流方向に長く垂れ流して使用する。 オイルフェンスが展開できない場所では、一時的にオイルフェンスの役目も兼ねる。 	
糸状 (リボン状)	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 油吸着材をリボン状に束ねた製品である。 <p>【使用用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流れが緩やかで、川幅の狭い場所に適している。 吹流しのようにな下流方向に長く垂れ流して使用する。 	

水質汚濁事故対応ハンディマニュアル（参考資料）
平成 31 年 3 月（第 2 版）

編集・発行 富山県水質汚濁事故対策連絡会議
（事務局：富山県生活環境文化部環境保全課）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 - 7

TEL 076-444-3146 FAX 076-444-3481